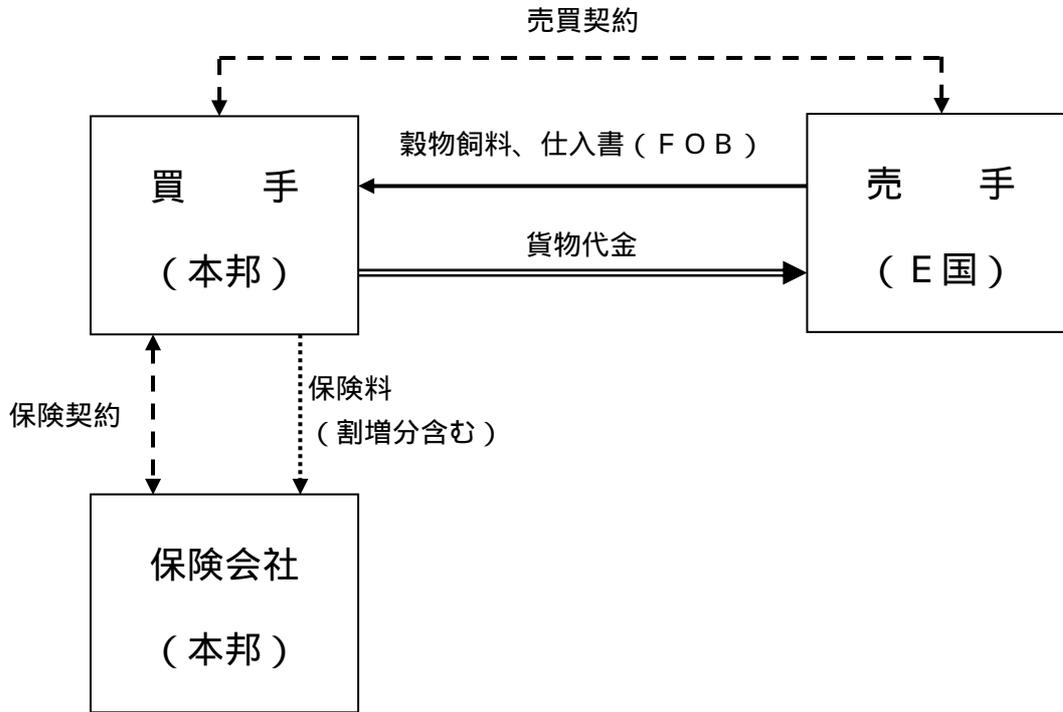


30. くん蒸関連費用を対象とした割増保険料



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からFOB条件で穀物飼料を購入（輸入）しています。

当社は、輸入貨物の運送に関し海上保険を付保していますが、「くん蒸貨物損害金特別条項」のために割増保険料を支払っています。

なお、「くん蒸貨物損害金特別条項」とは、害虫が保険対象貨物に付着していることが判明した場合に、くん蒸にかかる実費（保管料、保管場所への運送費用、袋詰め・袋出し費用）を保険会社が補填するというものであり、輸入国政府の検査等の結果、そのままの状態が輸入が許可できない場合に要する諸費用を対象とした保険です。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が支払った割増保険料は、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が保険会社に支払った割増保険料は、現実支払価格に加算する必要はありません。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する保険料」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に関して実際に要した保険料をいいます。

貴社が保険会社と契約したくん蒸関連費用に対する保険は、輸入国政府の検査等の結果、そのままの状態が輸入が許可されない場合に要する諸費用を対象としたものであり、一般的な海上運送中の損害に対する保険（Cargo Insurance）とは性質が異なります。

したがって、貴社が支払っている割増保険料は、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用に該当しないことから、輸入貨物の現実支払価格に加算する必要はありません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(4)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)